

平成29年2月15日

琴浦町長 山 下 一 郎 様

琴浦町個人情報保護審査会
会 長 石 賀 孝 司

琴浦町認知症高齢者等SOS見守りネットワーク事業に係る登録者情報の外部提供の可否について（答申）

平成29年2月9日付け発総第23号で諮問のあったこのことについては次のとおりであります。

記

- 1 琴浦町認知症高齢者等SOS見守りネットワーク事業の実施に伴い、事前登録した行方不明となる可能性のある認知症高齢者等の個人情報(氏名、身体的特徴、本人写真等)を外部提供することについては、可とする。
- 2 外部提供にあたっては、個人の権利利益を侵害することがないように、提供先機関において個人情報の漏洩防止や適正管理について徹底すること。
また、本人の死亡、転出その他の理由により明らかに不要となったものは、適切かつ確実な方法により廃棄することを徹底されたい。